

III. <<奨学生となった後の手続き等>>

QⅢ-1. 奨学生番号とは、どういう意味があるのですか。

- 【A】奨学生番号は当法人において個人を特定する大切な番号です。
奨学金の支給期間中はもちろん、奨学期間終了後も、あなたが当法人への問い合わせ等を行う際に必要です。奨学生番号の記入漏れや、記入の間違があると適切な処理ができない等の支障が生じます。

QⅢ-2. 奨学金はいつから振込になりますか。

- 【A】1)採用初年度／採用された年の初回振込は8月10日(4月～8月分)になります。
2)継続奨学生／3月分は2月に合算、4月分は5月に合算して振込みます。
(他の月は毎月10日振込)
3)振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関休業日の前営業日に振込まれます。

QⅢ-3. 留学中も、奨学金を継続して受けられますか。

- 【A】留学の種別により異なります。
休学して留学する場合は、奨学金休止になります。(その場合、期間延長されます。)
単位互換がある留学の場合は、継続支給できます。

QⅢ-4. 留学ビザ取得のため、奨学金の受給証明書が必要なのですが、発行してもらえますか。

- 【A】発行できます。また、当法人の採用通知で申請することができます。

QⅢ-5. 休学、退学、留学、奨学金辞退等を検討しているのですが。

- 【A】異動届等の提出が必要です。まずは当法人に相談して下さい。
「異動届・願について」の申請様式に記載し、当法人に提出して下さい。

QⅢ-6. 退学、辞退、短縮卒業(修了)等によって奨学生としての身分を失う場合、どのような手続きをすればよいですか。

- 【A】1)「辞退届」を提出して下さい。
2)「給費併用型貸費奨学金」は後日当法人から、「借用証書」「奨学金返還明細書」「口座振替依頼書」等の提出を求められますので、必要書類を提出して下さい。
辞退の場合で引き続き在籍する場合は、在学期間は返還を猶予することができます。
3)給費奨学生は、「期間終了報告書」を提出していただきます。

QⅢ-7. 奨学金を辞退した場合、すぐに返還が始まってしまうのですか。

- 【A】在学中は「猶予願」を提出することにより、卒業まで返還が猶予されます。
但し、借用証書等はすぐに提出して下さい。
(在学以外は、辞退年月の約6か月後から返還が始まります)

QⅢ-8. 大学を休学する予定ですが、休学中も奨学金を受けることはできますか。

- 【A】休学中は、奨学金の振込は「休止」します。(復学したら、奨学金も復活します)

「休学届」(休学許可証添付)を当法人に提出して下さい。
「休止」の期間は3年を超えることができませんので、3年以内に「復学」する見込がない場合、奨学金は「辞退」することになります。

QⅢ-9. 一度採用されたら、自動的に卒業まで給貸与が継続されますか。

- 【A】当法人では、優れた人材育成に資する観点から、4月に、奨学生の皆さんに「在学証明書」「成績証明書」「新年度報告書」を提出していただき、奨学生としてふさわしい適格性を有するものであるか否かの判断をします。
したがって引き続き奨学金が支給されるためには、提出物が指定する期日までに提出されることが最低要件です。また、9月に提出頂く「報告書」も、判断材料になります。

QⅢ-10. 留年してしまいました。どうしたら良いですか？

- 【A】当法人に相談して下さい。停止する場合と継続できる場合があります。

QⅢ-11. 現在、公益財団法人中村積善会の給費奨学金を受けています。引き続き大学院でも受けられますか。

- 【A】「給費奨学金」を継続できます。「上級学校進学継続願」を提出して頂き、審査の上継続できます。人数制限がありますので受けられないこともあります。

QⅢ-12. 現在、公益財団法人中村積善会の「給費併用型貸費奨学金」を受けています。引き続き大学院でも受けられますか。

- 【A】「給費奨学金」を継続できます。「上級学校進学継続願」を提出して頂きます。人数制限がありますので受けられないこともあります。

QⅢ-13. 住所が変わりました。どうしたら良いですか？

- 【A】「住所変更届」を提出して下さい。
定時報告書(春・秋)にも住所変更欄がありますので、記入いただければ変更できます。

QⅢ-14. 連帯保証人(保証人)が亡くなりました。どうしたら良いですか？

- 【A】新しい連帯保証人(保証人)を決め、当法人に「連帯保証人(保証人)変更届」を提出して下さい。連帯保証人(保証人)の自署・押印が必要です。

QⅢ-15. 貸費奨学金に利息は付きますか？

- 【A】利息は付きません。貸費総額のみ返済していただきます。

QⅢ-16. 返済はどの様にするのですか？

- 【A】貸与期間の3倍の年数以内で、奨学生本人口座または連帯保証人口座より自動引落しで、半年賦返済していただきます。